

# 議会基本条例施行状況管理要綱

(令和2年4月2日議長決裁)

(目的)

**第1条** この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例第20号。以下「議会基本条例」という。）第34条に規定する見直し手続きに関する施行状況の管理について定めることを目的とする。

(施行状況の管理)

**第2条** 議長は、毎年9月に議会基本条例の施行状況を管理するため、具体的な確認事項を提示し、議会改革検討会に、議会基本条例の施行状況の確認について諮問する。  
2 議会改革検討会は、前項の諮問を受け、速やかに議会基本条例の施行状況について確認、検討するものとし、検討の結果を議長に答申するものとする。

(見直し手続)

**第3条** 議長は、前条の答申があった場合、速やかに当該内容を各派代表者会に報告し、必要に応じて議会基本条例に関する見直しの手続きをとるものとする。

2 前項によるほか、議長は、必要に応じて議会基本条例に関する見直しの手続きをとるものとする。

(条例改正の検討)

**第4条** 議長は、議会基本条例の改正の必要があると認められる場合には、議会基本条例の改正に関する調査及び検討するための特別委員会を設置するものとする。

(その他必要な措置)

**第5条** 議会基本条例の施行状況の管理に関し、その他必要な措置については、議長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月2日より施行する。